

## 議員提出議案第4号

### 石垣市民防災の日を定める条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、1771年(明和8年)4月24日に発生した「明和の大津波」により未曾有の被害をもたらした地震災害の歴史的教訓及びその先人の伝承に基づき蓄積してきた知識を風化することなく後代の市民に継承し、市民一人ひとりが地震をはじめとする災害についての防災意識を高めるとともに、災害に対する備えを充実強化し、安全で安心なまちづくりを推進するため、石垣市民防災の日を設ける。

#### (市民防災の日)

第2条 石垣市民防災の日は、4月24日とする。

#### (市民防災週間)

第3条 防災意識の普及啓発を図る期間として、前条の市民防災の日から1週間を市民防災週間とする。

#### (市の責務)

第4条 市は、公的機関並びに市内に所在する企業及び自主防災組織等と連携し、市民の防災意識の高揚に努めなければならない。

2 市は、地域等又は自主防災組織等が行う防災訓練その他防災活動に対する支援に努めなければならない。

3 市は、石垣市民防災の日に関する広報その他啓発活動を推進するものとする。

#### (市民の責務)

第5条 市民は、市、地域及び自主防災組織等が行う防災訓練その他の防災活動に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、自らも災害に備え地域と連携し防災力の向上に努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。